

行為許可申請の必要な写真撮影について

- 1 撮影可能日時 9:00～16:00
*** 16時以降は撮影できません。**
* 休園日は毎週木曜日(木曜日 が祝日の場合は翌日が休園日となります)
* イベント等で使用できない日がございます。事前にお問合せいただきますようお願い致します。
- 2 料金 支払い後の返金はできません。撮影日当日にお支払い下さい。
- 【入園料】**
当日入園される方の人数分(カメラマン含む): 300円 × 人数
- 【都市公園内行為許可使用料】**
行為許可の種類によって金額が異なりますのでご注意ください。
- ①業としての写真撮影(広告撮影を除く)・・・900円(カメラマン一人一日につき)
②業としての広告写真撮影(企業PR・雑誌等)・・・3万円(一日)
③業としての映画撮影(映画・テレビ番組・企業PRの動画等)・・・6万円(一日)
- 3 申請書 「都市公園内行為許可申請書」を撮影日より**4日前までに** FAXもしくはメールをお願い致します。
数日中に、こちらから折り返し、許可番号を記載した(仮)都市公園内行為許可証をお送り致しますので、**撮影当日に申請書原本と合わせてお持ち下さい。**
撮影時に、正式な許可証をお渡し致します。
- * 撮影に時間制限はございませんが、申請時間から変更があった場合は必ず連絡をお願い致します。
* キャンセルの場合は、こちらからお送りしました(仮)都市公園内行為許可証にキャンセルと記入の上、FAXもしくはメールでお送り下さい。
- 4 駐車場 当園には駐車場はございません。近隣の駐車場をご利用下さい。
- 5 控え室 着替え室などの室内はございません。
- 6 その他 ①撮影時には他の来園者の方のご迷惑にならないよう、ご協力をお願い致します。
②園内の重要文化財(旧小寺家厩舎・旧ハッサム住宅・船屋形)を撮影する際は別途神戸市教育委員会文化財課の承認または許可が必要となります。

神戸市立相楽園
指定管理者 代表 一般社団法人 神戸市造園協力会
園長 乾 高彰
〒657-0042 神戸市中央区中山手通り5-3-1
TEL: 078-351-5155(代表)
FAX: 078-361-7307
E-mail: info@sorakuen.com

